

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	目次	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準 <b>等</b>
2	P.4	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用方針(抜粋)	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 別表2 b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分 <b>(3(1)ア関係)</b> (1号特定技能外国人) 別表1 b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分 <b>(3(2)ア関係)</b> (2号特定技能外国人)

			に掲げる業務とする。	別表 2 b. 業務区分 (5 (1) イ関係) の欄 に掲げる業務とする。
3	P.4-5	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる 1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針 3 (1) アに定める試験区分及び運用方針 5 (1) アに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1 (1) のいずれかの試験合格又は下記 2 (1) の技能実習 2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針 3 (2) アに定める試験区分及び運用方針 5 (1) イに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1 (2) のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。 あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。 (1) 1号特定技能外国人 運用方針 3 (1) アに定める試験区分及び運用方針 5 (1) アに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1 (1) のいずれかの試験合格又は下記 2 (1) の技能実習 2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 (2) 2号特定技能外国人 運用方針 3 (2) アに定める試験区分及び運用方針 5 (1) イに定める業務区分に従い、上記第 1 の 1 (2) のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。
4	P.5	第1 特定技能外国人が従事する業務 【主たる業務】	○ 1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に、また、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められます。【特定技能基準	【主たる業務】 ○ 1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に、また、2号特定技能外国人は当該分野に属する熟練した技能を要する業務に従事することが求められます。【特定技

			<p>省令第1条第1項】</p> <p>○ 本要領別表6-1に記載された試験の合格により確認された技能を要する同表に記載された業務に主として従事しなければなりません。</p>	<p>能基準省令第1条第1項】</p> <p>○ 本要領別表6-1に記載された試験の合格により確認された技能を要する同表に記載された業務に主として従事しなければなりません。</p>
5	P.5	【関連業務】	<p>○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p>	<p>【関連業務】</p> <p>○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。</p>
6	P.5	【その他業務関係】	<p>○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-7のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。</p> <p>(以下略)</p>	<p>【その他業務関係】</p> <p>○ 本要領別表6-1に記載された業務区分において特定技能外国人が従事できる業務内容及び主に想定される関連業務は別表6-2～別表6-7のとおりですが、専ら関連業務のみに従事することは認められません。</p> <p>(以下略)</p>
7	P.7	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
8	P.9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 ○6つ目	<p>○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、<a href="#">国土交通省のホームページ</a>をご確認ください。</p> <p>※<a href="#">国土交通省ホームページ</a></p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html">https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk3_000001_00003.html</a></p>	<p>○ 2号特定技能外国人の業務区分に対応する建設キャリアアップシステムの能力評価基準のある職種及び各職種に必要な就業日数については、<a href="#">別表6-8</a>をご確認ください</p>

9	P.10	<p>第2 特定技能外国人          人が有すべき技能水準等</p> <p>【留意事項】          &lt;特定技能2号&gt;          ○4つ目</p>	<p>○「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和4年8月30日閣議決定)における経過措置の旧試験欄に掲げる試験の業務区分と、建設分野に係る技能実習2号移行対象職種に対応する実務経験は下記の表の通りです(令和4年8月30日現在)。ただし、表に記載のない建設キャリアアップシステム能力評価基準のある職種及び最新の情報については必ず国土交通省ホームページをご確認ください。</p> <table border="1" data-bbox="712 502 1350 1409"> <thead> <tr> <th>旧試験の業務区分・職種</th> <th>技能評価基準</th> <th>必要な就業日数 (職長+班長)</th> <th>必要な就業履歴数 (職長+班長)</th> <th>業務区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>型枠施工</td><td>型枠</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>左官</td><td>左官</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>コンクリート 圧送</td><td>コンクリート 圧送</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>トンネル推進 工</td><td>トンネル</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>建設機械施工</td><td>機械土工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>土工</td><td>土工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>内装仕上げ (表装)</td><td>内装仕上</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>とび</td><td>とび</td><td>2年(430日)以上</td><td>430以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>建築大工</td><td>建築大工</td><td>0.5年(108日)以上</td><td>108以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>配管</td><td>配管</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>建築板金</td><td>建築板金</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築/ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>保温保冷(熱 絶縁施工)</td><td>保温保冷</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>海洋土工</td><td>海上起重</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>吹付ウレタン 断熱</td><td>ウレタン断熱</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>屋根ふき(か わらぶき)</td><td>左官</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>鉄筋継手</td><td>圧接</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>電気通信</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>さく井</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>冷凍空調和 機器施工</td><td>冷凍空調</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>ライフライン 設備</td></tr> <tr><td>建具製作</td><td>サッシ・カー テンウォール</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>石材施工</td><td>エクステリア</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>タイル張り</td><td>タイル張り</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>サッシ施工</td><td>サッシ・カー テンウォール</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>防水施工</td><td>防水施工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>ウェルポイント 施工</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木</td></tr> <tr><td>築炉</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>建築</td></tr> <tr><td>鉄工</td><td>(未対応)</td><td>3年(645日)以上</td><td>645以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>塗装</td><td>建設塗装</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築</td></tr> <tr><td>溶接</td><td>基礎ぐい工</td><td>1年(215日)以上</td><td>215以上</td><td>土木/建築/ライフライン 設備</td></tr> </tbody> </table>	旧試験の業務区分・職種	技能評価基準	必要な就業日数 (職長+班長)	必要な就業履歴数 (職長+班長)	業務区分	型枠施工	型枠	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	左官	左官	1年(215日)以上	215以上	建築	コンクリート 圧送	コンクリート 圧送	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	トンネル推進 工	トンネル	1年(215日)以上	215以上	土木	建設機械施工	機械土工	1年(215日)以上	215以上	土木	土工	土工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	鉄筋施工	鉄筋	3年(645日)以上	645以上	土木/建築	内装仕上げ (表装)	内装仕上	3年(645日)以上	645以上	建築	とび	とび	2年(430日)以上	430以上	土木/建築	建築大工	建築大工	0.5年(108日)以上	108以上	建築	配管	配管	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	建築板金	建築板金	1年(215日)以上	215以上	建築/ライフライン 設備	保温保冷(熱 絶縁施工)	保温保冷	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	海洋土工	海上起重	1年(215日)以上	215以上	土木	吹付ウレタン 断熱	ウレタン断熱	1年(215日)以上	215以上	建築	屋根ふき(か わらぶき)	左官	1年(215日)以上	215以上	建築	鉄筋継手	圧接	1年(215日)以上	215以上	建築	電気通信	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	ライフライン 設備	さく井	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木	冷凍空調和 機器施工	冷凍空調	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備	建具製作	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築	石材施工	エクステリア	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	タイル張り	タイル張り	3年(645日)以上	645以上	建築	サッシ施工	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築	防水施工	防水施工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	ウェルポイント 施工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木	築炉	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	建築	鉄工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木/建築	塗装	建設塗装	1年(215日)以上	215以上	土木/建築	溶接	基礎ぐい工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築/ライフライン 設備	(削除)
旧試験の業務区分・職種	技能評価基準	必要な就業日数 (職長+班長)	必要な就業履歴数 (職長+班長)	業務区分																																																																																																																																																											
型枠施工	型枠	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
左官	左官	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
コンクリート 圧送	コンクリート 圧送	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
トンネル推進 工	トンネル	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
建設機械施工	機械土工	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
土工	土工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
鉄筋施工	鉄筋	3年(645日)以上	645以上	土木/建築																																																																																																																																																											
内装仕上げ (表装)	内装仕上	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
とび	とび	2年(430日)以上	430以上	土木/建築																																																																																																																																																											
建築大工	建築大工	0.5年(108日)以上	108以上	建築																																																																																																																																																											
配管	配管	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
建築板金	建築板金	1年(215日)以上	215以上	建築/ライフライン 設備																																																																																																																																																											
保温保冷(熱 絶縁施工)	保温保冷	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
海洋土工	海上起重	1年(215日)以上	215以上	土木																																																																																																																																																											
吹付ウレタン 断熱	ウレタン断熱	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
屋根ふき(か わらぶき)	左官	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
鉄筋継手	圧接	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
電気通信	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
さく井	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木																																																																																																																																																											
冷凍空調和 機器施工	冷凍空調	1年(215日)以上	215以上	ライフライン 設備																																																																																																																																																											
建具製作	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
石材施工	エクステリア	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
タイル張り	タイル張り	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
サッシ施工	サッシ・カー テンウォール	1年(215日)以上	215以上	建築																																																																																																																																																											
防水施工	防水施工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
ウェルポイント 施工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木																																																																																																																																																											
築炉	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	建築																																																																																																																																																											
鉄工	(未対応)	3年(645日)以上	645以上	土木/建築																																																																																																																																																											
塗装	建設塗装	1年(215日)以上	215以上	土木/建築																																																																																																																																																											
溶接	基礎ぐい工	1年(215日)以上	215以上	土木/建築/ライフライン 設備																																																																																																																																																											
10	P.11	第3 特定技能雇用	建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能	建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技																																																																																																																																																											

		<p>契約の適正な履行の確保及び適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等</p> <p>【関係規定】</p> <p>告示第2条第1号</p>	<p>外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</p> <p>ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。</p> <p>ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p>	<p>能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「1号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</p> <p>ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。</p> <p>ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p><b>ニ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</b></p>
11	P.14	<p>第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保及び適合1号特</p>	<p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(2) 建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p>	<p>5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>(2) 建設分野の特性を踏まえて特に講じる措置</p>

		<p>定技能外国人支援計画の適正な実施の確保に係る基準等【関係規定】分野別運用方針(抜粋)</p>	<p>ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件</p> <p>① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認</li> <li>・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等</li> <li>・ 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等</li> <li>・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等</li> </ul> <p>② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況（就労場所、従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。</p> <p>イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件</p> <p>建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事受</p>	<p>ア 建設業者団体及び元請企業に対して特に課す条件</p> <p>① 建設業は多数の専門職種に分かれており、建設業者団体も多数に分かれていること等から、特定技能外国人の受入れに係る建設業者団体は、建設分野における外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して以下の取組を実施する団体を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの策定及び遵守状況の確認</li> <li>・ 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等</li> <li>・ 試験合格者及び試験免除者に対する必要に応じた訓練・各種研修の実施等</li> <li>・ 試験合格者及び試験免除者の就職先の斡旋・転職支援等</li> </ul> <p>② 建設現場では、元請企業が現場管理の責任を負うことから、特定技能所属機関が下請企業である場合、元請企業は、特定技能所属機関が受け入れている特定技能外国人の在留・就労の資格及び従事の状況（就労場所、従事させる業務の内容、従事させる期間）について確認すること。</p> <p>イ 特定技能所属機関に対して特に課す条件</p> <p>建設業では、従事することとなる工事によって建設技能者の就労場所が変わるため現場ごとの就労管理が必要となることや、季節や工事</p>
--	--	---	--	---

			<p>注状況による仕事の繁忙で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていること。</li><li>② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。</li><li>③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。</li><li>④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。</li><li>⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。</li><li>⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。</li><li>⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数と特定活動の在留資格で受け入れる外国人（外国人建設就労者）の数の合計が、特定</li></ol>	<p>受注状況による仕事の繁忙で報酬が変動するという実態もあり、特に外国人に対しては適正な就労環境確保への配慮が必要であることから、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 特定技能所属機関は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の許可を受けていること。</li><li>② 特定技能所属機関は、国内人材確保の取組を行っていること。</li><li>③ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等以上の報酬額を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること。</li><li>④ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、当該外国人が十分に理解することができる言語で書面を交付して説明すること。</li><li>⑤ 特定技能所属機関は、当該機関及び受け入れる特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。</li><li>⑥ 特定技能所属機関は、外国人の受入れに関するア①の団体（当該団体を構成する建設業者団体を含む。）に所属すること。</li><li>⑦ 特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人の数が、特定技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、1号特定技能外国人を</li></ol>
--	--	--	---	--

			<p>技能所属機関の常勤の職員（外国人技能実習生、<b>外国人建設就労者</b>、1号特定技能外国人を除く。）の総数を超えないこと。</p> <p>⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。</p> <p>⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。</p> <p>⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>⑪ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項</p>	<p>除く。）の総数を超えないこと。</p> <p>⑧ 特定技能所属機関は、国土交通省の定めるところに従い、1号特定技能外国人に対する報酬予定額、安全及び技能の習得計画等を明記した「建設特定技能受入計画」の認定を受けること。</p> <p>⑨ 特定技能所属機関は、国土交通省又は国土交通省が委託する機関により、⑧において認定を受けた計画を適正に履行していることの確認を受けること。</p> <p>⑩ ⑨のほか、特定技能所属機関は、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>⑪ <b>特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。</b></p> <p>⑫ そのほか、建設分野での特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れに必要な事項</p>
12	P.15	1. 建設分野において1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関に求める基準 ○5つ目	(新設)	<p>○ <b>特定技能外国人から、建設分野に係る実務経験を証明する書面の交付を求められた場合は、当該機関における実務経験を証明する書面の交付をしなければならず、これを行わない場合は、基準に適合しないことから、特定技能外国人の受入れができないこととなります。</b> <b>【告示第2条第1号二】</b></p>
13	P.18	第4 建設特定技能受入計画の認定 <b>【関係規定】</b>	七 1号特定技能外国人の総数と <b>外国人建設就労者</b> <b>(外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成26年国土交通省告示第822号)第2の2に規定す</b>	七 1号特定技能外国人の総数が常勤の職員(1号特定技能外国人及び技能実習生(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成2



		告示第3条第3項第7号	る外国人建設就労者をいう。以下同じ。)の総数の合計が常勤の職員(1号特定技能外国人、技能実習生(外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生をいう。)及び外国人建設就労者を含まない。)の総数を超えないこと。	8年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生をいう。)を含まない。)の総数を超えないこと。
14	P.23	第4 建設特定技能受入計画の認定(報酬の額) ➤ 5つ目 ・ 5つ目	・既に1号特定技能外国人が在籍している場合は当該者、技能実習・建設就労者が在籍している場合は当該者の賃金	・既に1号特定技能外国人が在籍している場合は当該者、技能実習生が在籍している場合は当該者の賃金
15	P.23	(報酬の支払形態) ➤ 3つ目	➤ また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほか、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預貯金口座への振込とすることも意味しています。特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みであることを説明した上で、当該外国人の同意を得る必要があります。	➤ また、「報酬を安定的に支払い」とは、月給制のほか、特定技能外国人への報酬の支払いをより確実かつ適正なものとするため、報酬の支払方法を預貯金口座への振込とすることも意味しています。厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による報酬支払(デジタル払い)を選択することも可能です。特定技能所属機関は、重要事項事前説明の段階で特定技能外国人に対し、報酬の支払方法として預貯金口座への振込みまたはデジタル払いであることを説明した上で、当該外国人の同意を得る必要があります。
16	P.24	(昇給等) ➤ 1つ目	➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、技能の習熟(例:実務経験年数、資格・技能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした場合等)に応じて昇給を行う	➤ 1号特定技能外国人が在留することができる期間は、通算して5年を超えない範囲とされており、この範囲で就労することが可能です。したがって、専ら勤続年数のみを条件とする毎年の所定内賃金の上昇又は概ね一年以内に達成されることが確実であると見込まれる事項を条件とする昇給が必須である他、資格・技

			<p>ことが必要であり、その昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約及び計画に記載しておくことが必要です。</p>	<p>能検定を取得した場合、建設キャリアアップシステムの能力評価におけるレベルがステップアップした<b>際の昇給を行う場合には、それらの昇給見込額等をあらかじめ特定技能雇用契約及び計画に記載しておくことが必要です。</b></p>
17	P.25	<p>○1号特定技能外国人に対する事前説明について(告示様式第1別紙2の2、様式第2)</p> <p>➤ 1つ目</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、申請日及び雇用開始予定日前概ね6か月以内に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認する必要があります。「当該外国人が十分に理解することができる言語」が日本語である場合にはその根拠(例:日本の高校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本語検定でN2以上に合格している等)を申請書に記載してください。単に技能実習2号又は3号を修了しているというだけでは根拠となりません。</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、必ず告示様式第2を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、申請日及び雇用開始予定日前概ね6か月以内に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、当該契約に係る重要事項について理解していることを確認<b>した上で、特定技能雇用契約を締結</b>する必要があります。「当該外国人が十分に理解することができる言語」が日本語である場合にはその根拠(例:日本の高校を卒業している、日本の大学を卒業している、日本語検定でN2以上に合格している等)を申請書に記載してください。単に技能実習2号又は3号を修了しているというだけでは根拠となりません。</p>
18	P.26	<p>○1号特定技能外国人の受入れ状況等の報告について(告示様式第1別紙2の4)</p> <p>➤ 1つ目</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始し、<b>若しくは</b>特定技能雇用契約が終了したとき又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れを開始<b>したとき</b>、特定技能雇用契約が終了したとき、<b>当該外国人が2号特定技能に移行したとき</b>又は当該外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったとき(例:経営悪化に伴う雇止め、受入計画の認定の取り消し、在留資格の喪失、特定技能外国人の失踪等)は、国土交通大臣に報告を行う必要があります。<b>(告示第3条第3項第4号)</b></p>

				<table border="1"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>報告を行うべき事由</th> <th>報告の時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入報告</td> <td>特定技能外国人を受け入れたとき</td> <td>受入を開始後1ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>退職報告</td> <td>特定技能雇用契約が終了したとき</td> <td>契約の終了後速やかに</td> </tr> <tr> <td>2号移行報告</td> <td>特定技能2号に移行したとき</td> <td>2号特定技能に移行後速やかに</td> </tr> <tr> <td>継続不可事由発生報告書</td> <td>経営悪化に伴う雇い止め 受入計画認定の取消 在留資格の喪失 特定技能外国人の失踪 等</td> <td>報告を行うべき事由が発生後速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	報告の種類	報告を行うべき事由	報告の時期	受入報告	特定技能外国人を受け入れたとき	受入を開始後1ヶ月以内	退職報告	特定技能雇用契約が終了したとき	契約の終了後速やかに	2号移行報告	特定技能2号に移行したとき	2号特定技能に移行後速やかに	継続不可事由発生報告書	経営悪化に伴う雇い止め 受入計画認定の取消 在留資格の喪失 特定技能外国人の失踪 等	報告を行うべき事由が発生後速やかに
報告の種類	報告を行うべき事由	報告の時期																	
受入報告	特定技能外国人を受け入れたとき	受入を開始後1ヶ月以内																	
退職報告	特定技能雇用契約が終了したとき	契約の終了後速やかに																	
2号移行報告	特定技能2号に移行したとき	2号特定技能に移行後速やかに																	
継続不可事由発生報告書	経営悪化に伴う雇い止め 受入計画認定の取消 在留資格の喪失 特定技能外国人の失踪 等	報告を行うべき事由が発生後速やかに																	
19	P.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>2つ目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があり、退職報告は特定技能雇用契約の終了後速やかに行う必要があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に、告示第3条第3項第4号による受入れの報告は、受入れ後原則として1か月以内に行う必要があり、退職報告は特定技能雇用契約の終了後、<b>2号移行報告は2号特定技能に移行後速やかに行う必要</b>があります。</li> </ul>															
20	P.27	<p>○元請建設業者の指導について(告示様式第1別紙2の6)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1つ目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請建設業者)からの、国土交通省が別途定めるガイドライン(特定技能制度<b>及び建設就労者受入事業</b>に関する下請指導ガイドライン※)に基づく指導に従わなければなりません。</li> </ul> <p>※ ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関は、1号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接工事を請け負った建設業者(元請建設業者)からの、国土交通省が別途定めるガイドライン(特定技能制度に関する下請指導ガイドライン※)に基づく指導に従わなければなりません。</li> </ul> <p>※ ガイドラインは、国土交通省のホームページにおいて公表しています。</p>															
21	P.27	<p>○常勤職員数(告示様式第1別紙1 1(10)、3(2))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1つ目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設分野の1号特定技能外国人の総数と<b>外国人建設就労者の総数との合計</b>が、特定技能所属機関となろうとする者の常勤の職員(全ての1号特定技能外国人、技能実習生<b>及び外国人建設就労者別紙で掲げる特定活動</b>を含まない)の総数を超えてはいけません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設分野の1号特定技能外国人の総数が、特定技能所属機関となろうとする者の常勤の職員(全ての1号特定技能外国人<b>及び技能実習生</b>を含まない)の総数を超えてはいけません。</li> </ul>															

22	P.28	<p>○受入れ後の講習又は研修について（告示様式第1別紙2の7）</p> <p>➤ 1つ目</p>	<p>➤ 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。<b>ただし、登録法人が受入れ後講習に相当する内容を当該外国人に対して本邦上陸前に行った場合、又は計画の認定前に特定技能所属機関が適正就労監理機関による事前巡回指導を受けた場合には、この限りではありません。</b></p>	<p>➤ 国土交通大臣が、1号特定技能外国人の受入れ後に受講すべき講習又は研修（以下「受入れ後講習」という。）を指定した場合、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、当該外国人に対し、受入れ後講習を受講させることが必要です。指定した受入れ後講習に参加させない場合には、認定要件を満たさないものとして取り扱います。</p>
23	P.28	<p>➤ 4つ目</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月以内に、当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされますので、受講可能なものを選択し受講させてください。</p>	<p>➤ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人の受入れ後、概ね3か月～6か月の間に、当該外国人に対し当該講習を受講させることが必要です。当該講習については、適正就労監理機関から特定技能所属機関に対し、1号特定技能外国人の受入れ後に日時や場所等の通知がなされますので、受講可能なものを選択し受講させてください。</p>
24	P.31	<p>3. 建設特定技能受入計画の変更</p> <p>➤ 6つ目</p>	<p>➤ 1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数と<b>外国人建設就労者の総数の合計</b>が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。</p>	<p>➤ 1つの特定技能所属機関が保有することができる認定受入計画は1つのみとなります。既に有効な認定受入計画を保有している特定技能所属機関が、新たな別個の特定技能受入計画を申請した場合は、告示第3条第3項第7号の1号特定技能外国人の総数が常勤の職員の総数を超えないことという基準について、第8条第3号に定める不正の手段により第2条第1号イの認定を受けたとみなされ、計画の認定が取り消される可能性がありますので、くれぐれも重複申請をしないように十分留意してください。</p>

			ださい。	
25	P.36	<p>第5 特定技能外国人受入事業実施法人の登録等</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p> <p>第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項</p> <p>1. 技能水準及び評価方法等</p> <p>(2)</p>	<p>(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>当該試験への合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。</p> <p>従って、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」、「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」(運用方針3(2)アの試験区分:運用方針別表2 a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)</p> <p>ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)(技能水準)</p> <p>当該試験の合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。</p> <p>したがって、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。</p> <p>(略)</p>

大分県コード番号 及び大分類	小分類コード番号及び小分類 (※職業別就業率の算出対象となる職種分類)	技能評価基準等の呼称	必要実務経験				特定技能 要員区分		
			技能評価団体の呼称	能力評価団体の呼称	実務経験年数(※1)に相当する 必要実務経験(職種及び年数)	実務経験年数(※2)に相当する 必要実務経験(職種及び年数)			
01	特種作業員	01 基礎工(工事)	基礎工(工事)	全国建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		06 仮設工	仮設工(仮設)	日本基礎・建設協会 全国建設工業界団体連合会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築		
		03 コンクリート圧送	コンクリート圧送	全国コンクリート圧送事業推進委員会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		08 鉄骨工	鉄骨工	日本鉄骨・建設協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		10 グラウト工	グラウト工	日本グラウト協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		11 土工	土工	日本機械土工協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		13 側溝改良工事	グラウト工	全国コンクリート・グラウト工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		17 グラウト工(浸透注入)	グラウト工	日本グラウト協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		18 グラウト工(圧入グラウト工)	グラウト工	日本グラウト協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		19 グラウト工(圧入注入)	グラウト工	全国コンクリート・グラウト工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		02	普通作業員	01 基礎工(工事)	基礎工(工事)	全国建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築
				02 仮設工	仮設工(仮設)	日本基礎・建設協会 全国建設工業界団体連合会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築
		04	高層工	01 高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
				02 高層高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
				03 高層高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
				04 高層高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
				05 高層高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
				06 高層高層工	高層工	日本高層建築協会	1年(225日)以上	225日以上	土木
		06	おび工	01 おび工	おび工	日本建設関係工業界団体連合会 日本高層建築協会	2年(450日)以上 1年(225日)以上	450日以上 225日以上	土木/建築
06 おび工	おび工			全国建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築		
07	石工	01 石工	石工	日本石材工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		02 石工	石工	日本石材工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
08	ブロック工	01 ブロック工	ブロック工	日本ブロック工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		02 ブロック工	ブロック工	日本ブロック工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
09	電工	01 電工	電工	日本電気工業協会	1年(225日)以上	225日以上	電気/設備		
		02 電工	電工	日本電気工業協会	1年(225日)以上	225日以上	電気/設備		
10	鉄筋工	01 鉄筋工	鉄筋工	全国鉄筋工事業協会 全国コンクリート・グラウト工業協会	1年(225日)以上 3年(675日)以上	225日以上 675日以上	土木/建築		
		02 鉄筋工	鉄筋工	全国鉄筋工事業協会	1年(225日)以上	225日以上	建築		
		03 鉄筋工	鉄筋工	全国鉄筋工事業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
12	建築工	01 建築工	建築工	日本建築工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		02 建築工	建築工	日本建築工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
		03 建築工	建築工	日本建築工業協会	1年(225日)以上	225日以上	土木/建築		
13	高層工	01 高層工	高層工	全国建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築 /おび工/設備		
		02 高層工	高層工	全国建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木/建築 /おび工/設備		
14	運転手(特殊)	01 運転手(特殊)	運転手(特殊)	日本建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木		
		02 運転手(特殊)	運転手(特殊)	日本建設工業界団体連合会 日本基礎建設協会	1年(225日)以上 1年(225日)以上	225日以上 225日以上	土木		
		03 コンクリート圧送	コンクリート圧送	全国コンクリート圧送事業推進委員会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		05 輸上転載	輸上転載	日本海上転載協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		06 輸上転載	輸上転載	日本海上転載協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		07 輸上転載	輸上転載	日本海上転載協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		08 輸上転載	輸上転載	日本海上転載協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
		09 輸上転載	輸上転載	日本海上転載協会	1年(225日)以上	225日以上	土木		
18	おび工	おび工	おび工	日本建設関係工業界団体連合会 日本高層建築協会	2年(450日)以上 1年(225日)以上	450日以上 225日以上	土木/建築		
19	おび工	おび工	おび工	日本建設関係工業界団体連合会 日本高層建築協会	2年(450日)以上 1年(225日)以上	450日以上 225日以上	土木/建築		
20	おび工	おび工	おび工	日本建設関係工業界団体連合会 日本高層建築協会	2年(450日)以上 1年(225日)以上	450日以上 225日以上	土木/建築		

大分県工種名 及び大分類	小分類工種名及び小分類 (※職業別労働者数(53職種別))	技能評価基準等の呼称	能力評価実施団体	必要な資格の種類		特定技能 要員区分
				能力評価基準(6-1)に規定する 必要の技能(資格・検定・免許)	能力評価基準(6-1)に規定する 必要の知識(検定・資格・免許)	
21 1104A000	01 1104A000 (建設)	1104A000	日本トンネル有門工業協会	1年(215日)以上	215日以上	土木
22 00000000	01 00000000 (建設)	建設	日本建設技師協会	1年(215日)以上	215日以上	土木
23 00000000	01 00000000 (建設)	建築士	日本建築士会連合会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
24 00000000	01 00000000 (建設)	建築	日本建築技師協会	1年(215日)以上	215日以上	土木
25 11040000	01 11040000 (建設)	プラウト	プラウト協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
33 型枠工	01 型枠工	型枠	型枠協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
34 大工	01 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	02 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	03 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	04 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	05 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	06 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	07 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	08 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
	09 大工	建築大工	日本建築大工協会	0.5年(108日)以上	108日以上	建築
35 左官	02 吹付工	左官	日本左官協会	1年(215日)以上	215日以上	建築
	03 外壁仕上工	左官	日本左官協会	1年(215日)以上	215日以上	建築
	01 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
36 配管工	02 配管工(給排水・衛生)	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	03 配管工(給排水)	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	04 配管工(ガス)	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	05 配管工(プラント)	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	06 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	07 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	08 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	09 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	10 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	11 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	12 配管工	配管	日本配管工事業協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
	38 防水工	01 防水工	防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上
02 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
03 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
04 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
05 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
06 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
07 防水工		防水	日本防水協会	1年(215日)以上	215日以上	土木/建築
39 鍍金工	01 鍍金工	鍍金	日本鍍金協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備
40 電気工	01 電気工	電気	日本電気協会	1年(215日)以上	215日以上	1103の設備

大分種コード欄外 及び大分類	小分類コード欄外及び小分類 (※職業別労働時間別区分は別表参照)	技能評価基準等の呼称	必要な資格情報			特定技能 審査区分
			能力評価実施団体	取得済労働時間(1年)に満たず 必要な労働時間(資格取得後)	能力評価基準(1年)に満たず 必要な労働時間(資格取得後)	
41	41 サシ工	01 サシ工	サシ工	日本サシ協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
42	42 屋根ふき工	01 屋根工	瓦葺工 内装仕上	日本瓦葺協会の連合会 1年(215日)以上	215日以上	標準
43	43 内装工	01 内装工	内装仕上	全国建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		02 内装仕上工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		04 板張工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		06 漆・手塗り工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		07 漆塗り工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		08 壁紙(90%)工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		11 フローリング工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		12 二重床工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		13 畳張工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		14 畳縁	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		15 フライド工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		16 家具工	内装仕上	日本建設内装工事協会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		01 窓工	窓工	全国窓工下り連合会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		02 ガラスカット工	窓工事	全国窓工下り連合会 3年(645日)以上	645日以上	標準
		44	44 ガラス工	02 シャッター工	シャッター工	シャッター協会 1年(215日)以上
45	45 建具工	03 網戸設置工	網戸設置工	日本網戸協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
		04 窓枠調整工	窓枠調整工	日本窓枠調整協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
46	46 外工	01 外工(電気配線設備)	電気配線	日本電気配線協会 1年(215日)以上	215日以上	上/標準
		03 塗装工(電気配線設備)	塗装	日本塗装工業会 1年(215日)以上	215日以上	上/標準
		01 保潔工	保潔	日本保潔協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
47	47 保潔工	02 掃納掃工	掃納掃	日本掃納協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		04 掃工	掃	日本掃除工業協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		05 耐火保工(乾式)	耐火保	日本耐火保工業協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		06 耐火保工(乾式)	耐火保	日本耐火保工業協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		07 耐火保工(湿式)	耐火保	日本耐火保工業協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		08 耐火保工(湿式)	耐火保	日本耐火保工業協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
48	48 建築力コ	01 建築力コ工	建築力コ	日本建築力コ協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
49	49 設備機械工	03 ALC工	ALC工	ALC協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
		10 設備機械工	設備機械	日本設備機械協会 1年(215日)以上	215日以上	177日/改善
		05 設備機械工	設備機械	日本設備機械協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
52	その他 (職工)	06 設備機械工(仮設)	設備機械	日本設備機械協会 1年(215日)以上	215日以上	土木
		10 エクスピア工(外構工)	エクステリア	日本エクステリア建設協会 1年(215日)以上	215日以上	土木
		11 舗装職工	舗装	日本舗装協会 1年(215日)以上	215日以上	土木
		26 解体工	解体	日本解体協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
		27 解体工(コンクリート工作物)	解体	日本解体協会 1年(215日)以上	215日以上	標準
		34 土工	土工	日本土工協会 1年(215日)以上	215日以上	土木/標準
		37 切取等孔工	切取等孔	日本切取等孔協会 1年(215日)以上	215日以上	土木/標準
		40 柱上多層工	柱上	日本柱上協会 1年(215日)以上	215日以上	標準



分野参考様式第6-1号(特定技能所属機関)

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和61年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第6-1号(特定技能所属機関)

建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関

氏名又は名称

住 所

特定技能外国人

氏 名

性 別

国籍・地域

生 年 月 日

記

建設分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が、土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
- 2号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。))をもって在留する外国人をいう。)を雇用する場合には、当該外国人に従事させる業務が土木、建築又はライフライン・設備のいずれかであること。
- 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要であり、特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、十分な訓練や各種研修等を実施すること。
- 特定技能雇用契約において特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。)を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和61年法律第33号)第2条第9項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象とするものではないことを定めること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。
- 1号特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結する場合には、建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。
- 国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者